

# WTO サービス貿易の自由化交渉の動向及び 弁理士(業)に与え得る影響についての一考察



会員 浅井 賢治

## 目次

### 序文

1. WTO サービス貿易の自由化交渉

2. WTO 貿易交渉の動き

3. サービス貿易交渉と弁理士（業）との関係

### 結び

.....

### 序文

WTOの下で現在行われているサービス貿易の自由化交渉は、我々弁理士にとって、一見、別世界のこのように考えられる。しかしながら、これまでGATS検討委員会及びこれを引き継いできた国際活動委員会のGATS検討部会（第4部会）において、継続的に検討してくると、その交渉結果の如何によっては、予想以上に、我々弁理士（業）に影響を及ぼす可能性があることが理解できるようになった。

これまで、上記GATS検討委員会及びこれを引き継いできた上記GATS検討部会に継続的に関与してきた者として、サービス貿易の自由化交渉の与え得る影響について、私見として、一度、ご紹介しておくことが好ましいと考え、今回原稿としてまとめた。これを機会に、少しでも、サービス貿易の自由化交渉について、関心を抱いていただければ幸いである。

今回の原稿の内容は、今年3月6日に行われた公開発表会における発表内容を基にして作成したものである。なお、この考察においては、WTOに関する説明の部分がやや多めになったが、後半における弁理士（業）への影響を検討する際の予備知識として必要となるものなので、ご了承されたい。

## 1. WTO サービス貿易の自由化交渉

### (1) GATS 成立の経緯

従来より、モノの貿易の自由化に関する交渉は、関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade, GATT）において行われてきたが、

サービス貿易の比重が年々増大していたことから、1986年9月から開始されたGATTのウルグアイ・ラウンドにおいて、サービス貿易についても自由化の交渉対象とすることが合意された。

しかしながら、GATTには、サービスに関する規定がないことから、GATTとは別の条約で取り扱うことになった。

その後、GATTは、1995年に世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)に格上げされ、機関として発展的に解消し、サービスの貿易は、WTOという国際機関の下で、サービス貿易一般協定（General Agreement on Trade in Services: GATS）という国際条約の下で交渉が行われている。

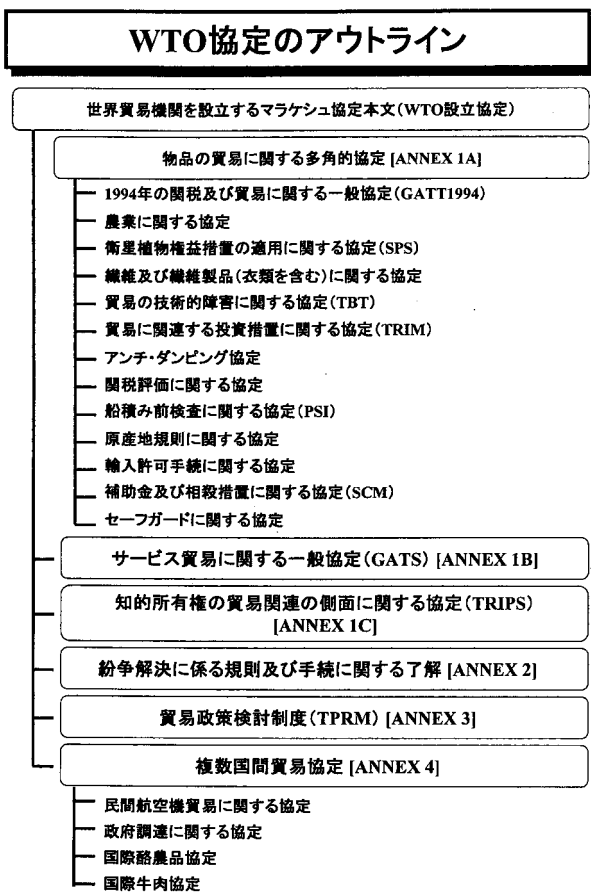
### (2) WTO における GATS の位置づけ

WTOは、マラケシュ協定（Marrakesh Agreement）によって設立された国際機関であり、これまでGATTという条約の下で行われていた場合に較べて、ルールの拘束力及び紛争解決処理システムが強化された。

表1は、マラケシュ協定の内容を概観するものである。

このように、WTOを設立するマラケシュ協定は、いくつかの協定の集合体からなっている。例えば、マラケシュ協定には、GATS「サービス貿易一般協定（GATS）」（付属書1B）だけでなく、これまでのGATTで扱われていたモノの貿易に関連する協定（「物品の貿易に関する多角的協定」（付属書1A））や、「知的財産権の貿易関連の側面に関する了解（TRIPS）」（付属書1C）、「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（付属書2）」、「貿易政策検討制度（TPRM）（付属書3）」及び「複数国間貿易協定（付属書4）」が含まれている。

従って、GATSは、マラケシュ協定を構成する協定の一つとして、WTOと言う国際機関の下で、サービスの貿易に関する一般原則を規定する条約として位置付けられる。



『不正貿易報告書——WTO 協定から見た主要国の貿易政策』502頁  
 (経済産業省通商政策局、2001) 参照。

表 1

### (3) GATS の目的

GATS は、サービス貿易に関する多国間の一般原則を確立する協定である。

具体的には、GATS は、多角的交渉のラウンドを通じて、発展途上国等の情勢及び国家政策目的に十分な考慮を払いつつ、漸進的かつ早期に一層高い水準のサービスの貿易の自由化を達成することを目的としている(序文)。

### (4) サービス貿易におけるサービス

GATS では、サービスの概念自体は、特に規定されていない。これは、各サービス分野で、発展の度合いが異なり、各国での消費者の要求に対する質や、内容が異なるため、サービスの概念を特に規定しないで、将来のサービス交渉に柔軟に対応できるようにしている。

サービスには、政府の権限の行使として提供されるサービス、例えば、国営独占の場合における電力や水道事業等を除く、すべての分野のサービスが含まれ、具体的には、通信、保険、金融、証券、自由職業サー

ビス (professional services) 等、155 業種のサービス分野が規定されている。このうち、自由職業サービスには、法務サービスが含まれ、例えば、弁護士業や、公認会計士業等とともに、弁理士業が含まれる。

一方、GATS は、サービス貿易を4つのモードで規定している(1条2項)。

第1モード = 国境を超える取引(越境のサービス提供)

例 電話でのコンサルタントや、外国のカタログ通信販売

第2モード = 海外における消費(越境のサービスの消費)

例 外国の会議施設を使用して行なう会議

第3モード = 相手国における業務上の拠点を通じてのサービス提供

例 海外支店を通じた金融サービス

第4モード = 自然人が相手国において行うサービスの提供

例 外国法事務弁護士の滞在による法務サービス

ここで、「約束表」について説明しておくことが好ましい。約束表は、各加盟国が、上記4つのモードに基づいて、自由化を約束するもの(ポジティブな約束)、約束しないもの(ネガティブな約束)を記載した条件又は留保事項に関する表である。「約束表」は、GATS の条約の一部を構成するもので、サービス貿易の自由化交渉では、この約束表の内容についても検討される。

自由職業サービスに関する我が国の「約束表」には、約束事項として、外国法事務弁護士が行い得る法律サービスが規定されており、日本国法に関する業務を含まないこと、外国法事務弁護士に弁護士との(特定の)共同事業を認めるが、弁護士の雇用を認めないこと、仲裁の代理を認めることなどが記載されている。新ラウンドの交渉においては、このような約束表の内容も交渉の対象となる。

GATS は、上記のように、国際条約であるから、WTO 加盟国は、GATS の規定に反する国内規定を有する場合には、そのような規定を改正する国際的な義務を負っている。従って、WTO における GATS の交渉において、どのような合意がなされるのかは、我々弁理士にとって重要な事項である。

### (5) GATS の基本原則

GATS では、上記目的を達成するため、最恵国待遇

(2条), 透明性(3条), 国内規制(6条), 市場アクセス(16条)及び内国民待遇(17条)の基本原則が採用されている。

**最惠国待遇(2条):** この原則は, ある加盟国に与えられた最も有利な待遇を他のすべての加盟国のサービス提供者に与えることを義務付ける。

この原則は, 約束表において, 約束を行っているか否かに拘わらずに, すべてのサービス分野に適用される。

**透明性(3条):** この原則は, サービス貿易に影響を及ぼす全ての国内措置を公表する旨の原則である。

例えば, 開発途上国等においては, 規制内容自体が不明であるとか, 担当者によって運用が異なるとか, 規制の内容が予告なしに頻繁に変更されるとか, 規制の内容と異なる指導がなされることがあるが, この原則は, このような恣意的な運用等を排除するためのものである。

**国内規制(6条):** この原則は, 消費者保護やサービスの質の確保等の理由で, 加盟国がその主権に基づいて, 規制を設ける権利を認める一方, その様な規制が, 上記約束表で規定する範囲において, 合理的, 客観的かつ公平な態様で実施されなければならない旨規定する原則である。国内規制自体が, 他国のサービス提供者の市場への参入の障害となることを防止するためである。

なお, この国内規制に関しては, 上記6条4項において, サービスの貿易に関する理事会は, 資格要件, 資格審査に係る手続, 技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため, 必要な規律を作成することが規定されており, この規定に基づいて, 以下の2つの規律が制定されている。

これらの規律は, いずれも, 会計分野に関する規律である。会計分野は, 国際化が進み, 国際的にも標準化の容易なことから, まず自由職業サービスの更なる自由化のために, この会計分野において規律が作成されたものである。当初は, この会計分野の規律を, 分野横断的に適用することで, サービス貿易の自由化を達成することを目指していたが, この規律の作成だけで長期間を要したことから, 現在では, 155業種に共通した規律の作成を目指している。

( ) 「会計分野の相互承認協定又は取決めの指針」(ガイドライン)(1997年5月29日採択)

この指針は, 教育及び試験の基準, 経験要件, 法令の影響等が国毎に相違し, 多数国間で, 多角的規律の策定は容易でないことから, GATS7条(承認)の規定に基づき, まず二国間の相互承認協定を結び, それが多国間の相互承認協定に進むことを期待し, これによって, 自由職業サービス貿易の一層の自由化の促進を図ることを目的として作成されたものである。

この指針の性質は, 会計分野に関して, 相互承認交渉に入る政府, 交渉団体等に対して実務的な指針を提供するものであり, 協定を作成する際の一つのチェックリストとしての機能を有するガイドラインである。例えば, 世界的に共通する弁護士資格を例として考えると, 弁護士資格の相互承認協定に入る場合における各加盟国に対する指針となるものである。

例えば, 交渉開始にあたって, その意図, 参加団体, 交渉項目等の情報や, 交渉結果について, 協定の要旨等の情報を WTO に提供するとともに, 協定参加希望の加盟国の要請に迅速に答えること, 協定の目的や, 当事者, 協定の範囲, 条項(例えば, 資格の承認に基づく場合, 最低限要求される教育レベルや, 経験レベル, 合格した資格, 受入れ国で承認する範囲)等を協定に明瞭に記載すること, などが具体的に挙げられている。

但し, この指針は, 現時点では, 各国を拘束するものではなく, 任意ベースで加盟国によって利用されることを意図しており, WTO加盟国の権利又は義務を修正するものではない(序説)。

なお, 現在まで, この規律に基づいて, 相互承認協定を結んでいる国はない。

( ) 「会計分野の国内規制に関する規律」(多角的規律)(1998年12月14日採択)

多角的規律の目的は, 会計サービスの貿易に影響を及ぼす国内規制が, 合理的, 客観的かつ公平な態様で実施されること(6条1項)を確保することにより, 会計サービスの貿易を促進することにある。

具体的には, 加盟国は, 免許及び資格の要件並びに手続(約束表で規定する事項は除く)が会計サービスの貿易にとって不必要に制限的にならないことを確保することを規定する(6条4項)。

但し、規制が、「消費者の保護、サービスの質、専門的能力及び職業の高潔性の確保」に必要な場合には、問題はない。

「免許要件」について

自由職業団体への加入が要求される場合には、正当な目的達成のために加入要件自体が合理的であり、正当な目的達成に無関係な条件や前提条件を含まないように確保する。

当局により課される手数料が、事務費用を反映したものであり、手数料自体が関連する業務を営むための障害とならないことを確保する、等。

「免許手続」について

免許付与のために厳に必要とされる以上の書類を要求してはならない。

書類の形式に関して不合理な要件を課してはならない。

書類の真正さは最も煩雑でない手続によって求められるべき。

真正な謄本は、原本に代わるものとして受理されるべきである、等。

「資格要件」について

試験は、合理的な頻度、原則として少なくとも毎年1回、行われなければならない。

申請者には、申請の提出に際して、合理的な期間が認められるべきである。

申請に課される手数料は、事務費用を反映したものでなければならず、手数料自体が、関連する業務を営むための障害となつてはならない、等。

市場アクセス(16条): この原則は、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対して、上記約束表で合意した制限及び条件に基づく待遇よりも不利な待遇を与えてはならないことを規定する。

例えば、事業者数や供給数量の制限、雇用の制限、法人やパートナーシップの形態等の制限、外資制限等は、この原則に反する。

内国民待遇(17条): この原則は、我々にとって、馴染みのある原則であるが、簡単に述べれば、内外人を差別しない原則である。

例えば、国内放送事業者に対し、周波数を優先的に割り当てるような措置は、この原則に反する。

## 2. WTO 貿易交渉の動き

### (1) WTO 貿易交渉のこれまでの動き

WTOの貿易交渉は2000年から3年程度で終了することが概ね合意されていたが、1999年11月30日～12月3日にシアトルで開催された第3回閣僚会議で、交渉方式の進め方や、交渉手続に関する透明性に関する技術的な問題、途上国側の不信感を背景として新多角的通商交渉(新ラウンド)の立ち上げに失敗し、次期貿易交渉の動きが一時ストップした。

しかしながら、その後の世界経済への危機感をバネに、去年2001年11月9日から15日にカタールの首都ドーハで開催された第4回閣僚会議において、ようやく新ラウンドの立ち上げが合意された。

### (2) 第4回閣僚会議の内容について

第4回閣僚会議では、以下の点が合意された。

新ラウンドの交渉期間は、2005年1月1日までとする。

但し、サービス分野については、農業分野とともに、合意済み課題(ビルト・イン・アジェンダ)として、モノの貿易に関する多角的協定等の他の交渉分野とは別に既に交渉が開始されており、現行のこれまでのサービス交渉作業が確認された。

交渉結果の発効は、原則、一括受諾(シングル・アンダーテイキング)方式で行われ、米国が主張しているような、交渉がまとまった分野から順次発行するものとはしていない。

今後は、二国間又は多数国間での自由化交渉に向けて、相互に要求を出し合う、リクエスト/オファー方式により、加盟国が、第一次リクエスト(相手国に対して自由化の要望事項を提示する)を2002年6月30日までに、第一次オファー(相手国からのリクエストに対する自由化の回答)を2003年3月31日までに提出することが確認されている。

2003年に開催される次回第5回閣僚会議(来年秋頃メキシコで予定)では、交渉の進捗状況が評価される。

## 3. サービス貿易交渉と弁理士(業)との関係

上記の通り、GATSは、国際条約であるから、WTO加盟国は、GATSの規定に反する国内規定を有する場合には、そのような規定を改正する国際的な義務を

負っている。今後の交渉では、約束表で規定された事項も対象となる。例えば、外国法事務弁護士の業務規制が大幅に緩和される可能性がある。

日本では、弁護士は、当然にして、弁理士として登録することなく、弁理士の事務を行うことができる（弁護士法3条2項）。従って、弁護士の雇用の問題や、共同事業の問題は、直接的又は間接的に、弁理士（業）に影響を与え得るものである。

更に、資格の相互承認の問題や、異業種間共同事業（MDP）等の問題についても、GATSの交渉において、大きく進展する可能性がある。

従って、今後のGATSの交渉については、我々弁理士として、大いに注視する必要がある。

以下では、今後問題となり得る3つの事項に絞り、これらの事項に関して、WTO交渉によって、弁理士（業）がどのような影響を受け得るのか検討したい。

#### (1) 外国法事務弁護士と弁護士との雇用等の関係について

外国法事務弁護士は、法務大臣によって取扱いが承認された、原資格国又は特定外国において効力を有し又は有した法（原資格国法又は特定外国法（指定法及び第三国法）<sup>(注)</sup>）に関する一定の法律事務を取り扱うことができる外国弁護士である。

外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務や、裁判所や、検察庁その他の官公署における手続き代理等を行うことはできない。

今後のサービス貿易の交渉において、外国法事務弁護士に対する制限が緩和される可能性がある。具体的には、外国法事務弁護士による弁護士の雇用や、弁護士とのパートナーシップ（共同経営）の制限が緩和される可能性がある。

現在、外国法事務弁護士は、国際的事案に関してのみ弁護士との共同事業（特別共同事業）が認められている他は、弁護士との収益の分配を含めたパートナーシップは認められておらず、弁護士の雇用も認められていない。ここで、国際的事案とは、以下の法律業務に関するものである。

#### 国際的事案（49条の2）

外国法において効力を有し又は有した法に関する知識を必要とする法律事務

当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有するものである法律事件についての法律事務

外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が、発行株式の50%以上の株式又は出資の総額の50%以上の持ち分を保有する会社の依頼による法律事件についての法律事務

周知のように、例えば、米国だけでも、500人以上の弁護士を擁する法律事務所は多くあり、千人を超える弁護士を擁する法律事務所もある。参考のために、表2に世界のロー・ファームのベスト10を示す。また、表3に日本のロー・ファームの規模についても示す。

表2 世界のロー・ファームの規模（トップ10）

	名 称	弁護士数	総収入
1位	Baker & McKenzie	2,732	1,110億円
2位	Clifford Chance	2,029	1,274億円
3位	Eversheds	1,652	461億円
4位	Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom	1,467	1,390億円
5位	Allen & Overy	1,460	721億円
6位	Jones, Day, Reavis & Pogue	1,411	807億円
7位	Freshfields	1,397	825億円
8位	Linklaters	1,360	857億円
9位	Moragn, Lewis & Bockius	1,116	582億円
10位	White & Case	1,030	549億円

注)

は、我が国に外国法事務弁護士を派遣しているロー・ファームは、上記外国法事務弁護士が、我が国の弁護士と特定共同事業を行っているロー・ファーム

表3 日本のロー・ファームの規模（トップ6）

	名 称	弁護士数
1位	長島・大野・常松法律事務所	144
2位	西村総合法律事務所	110
3位	森総合法律事務所	93
4位	アンダーソン・毛利法律事務所	91
5位	あさひ法律事務所	69
6位	三井安田法律事務所	68

現在、米国の法律事務所は、ビッグ・ファイブ（最近では、エンロン事件をきっかけに、ビッグ・フォーとなっている）と呼ばれる大規模会計事務所との間で法務サービスに関する国際的に熾烈な競争を繰り広げている。法務サービスの国際化の急激な拡大に基づいて、法律事務所の他国への進出も盛んになってきてい

る。もし日本の弁護士が外国法事務弁護士により雇用されることになると、その外国法事務弁護士の所属する大ロー・ファームによる経営方針等によって、弁護士の専門職としての独立性（又は良心）が大きく影響され、結局、顧客の不利益を生じるおそれがある。

例えば、図1は、外国法事務弁護士によって、日本の弁護士が雇用される場合を想定するものである。日本に外国法事務弁護士を派遣している事務所は、大規模な事務所がほとんどである。従って、日本の雇用された弁護士の専門職としての独立性は、外国法事務弁護士を派遣し、資金力のある本国の大ロー・ファームの経営方針によって大きく影響される可能性が考えられる。

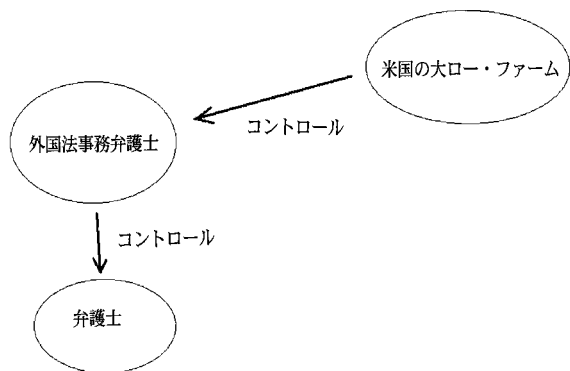


図 1

同様に、外国法事務弁護士とのパートナーシップを組むことになると、その外国法事務弁護士の所属する大規模事務所との力関係によって、弁護士の専門職としての独立性が大きく影響されるおそれが考えられる。

例えば、図2は、外国法事務弁護士と、日本の弁護士とが共同経営（国際的共同経営）を行う場合を想定するものである。図2に示されるように、仮に、弁護士1000人規模の米国のロー・ファームと、100人規模の日本のロー・ファームとが、共同経営を行う場合を想定し、各ロー・ファームが、経営パートナーを、そこでの弁護士数の50%の割合で出し合うとすると、共同経営のパートナーは、米国のロー・ファームからの500人のパートナーと、日本のロー・ファームからの50人のパートナーとから構成されることになる。この場合、経営の主導権は、500人のパートナーを擁する米国のロー・ファームが握ることになることは容易に予想されるところである。

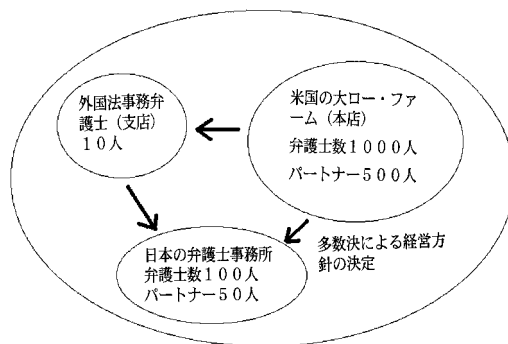


図 2

ところで、外国法事務弁護士は、専門とする原資格国法等の法律を扱う限りにおいて、日本での法務サービスを認められているだけであり、それ以外の日本法に関する法務サービスを行うことまで認められたものではない。従って、外国法事務弁護士が、弁護士を雇用したり、又は弁護士と共同経営を行うことは、本来取り扱えない日本法に関する法律事務を、弁護士を雇い又は弁護士と共同経営を行うことによって、間接的に行えるようにすることであり、一種の脱法行為と言ふべきものと考えられる。

従って、このような外国法事務弁護士による弁護士の雇用や、収益の分配を含む共同経営（パートナーシップ）を形成することは、認められるべきものではないと考えられる。

## (2) 専門職資格の相互承認

資格の相互承認制度は、相手国で与えられた資格を自動的に自国でも有効なものとして認める制度である。例えば、米国で弁護士資格を得た米国人に対して、日本において、日本の弁護士と同等の資格を付与する制度と考えられる。

日本では、弁護士は、当然にして弁理士として登録することなく、弁理士の事務を行うことができる（弁護士法3条2項）。米国だけでも、弁護士は、約90万人もいることから、もし日本と米国の間で二国間による相互承認が締結されれば、理論的には、日本の約2万人の弁護士の数に、約90万人の米国の弁護士の数を加えた、約92万人の弁護士が日本に存在し得ることになる。更に、WTOの下では、最恵国待遇に基づき、米国以外のWTO加盟国に対しても、米国と同等の取扱いをする義務が生じる。従って、一旦、上記のような二国

間での取決めがなされると、その効果は、非常に大きなものとなり得る。

専門職資格の相互承認に関して、GATSの交渉において、どのような取決めがなされるかは定かではないが、上記会計分野における「会計分野の相互承認協定又は取決めの指針」(ガイドライン)が一つの基準になるものと考えられる。その場合、上記のように、交渉に当たっては、例えば、当事者、協定の範囲、条項(例えば、資格の承認に基づく場合、最低限要求される教育レベルや、経験レベル、合格した資格、受入れ国で承認する範囲)が検討されるものと考えられ、交渉に際しては、相手方があることであるから、他国の資格が一律に無条件で承認されるものかは疑問である。

例えば、日本語が喋れない又は日本法を全く理解していない外国弁理士が、日本で、日本人の依頼者に対して、日本法に関する法務サービスの取扱いを十分に行えるのか、大きな問題である。

### (3) 異業種間共同事業 (MDP)

MDPは、職種の異なる専門職間の共同事業です。

「異業種」には、弁理士業や、弁理士業、税理士業、司法書士業のような隣接する職種だけでなく、公認会計士業や、建築士業、測量士業、技術士業等の幅広い職種が対象となっている。なお、外国法事務弁理士は、弁護士会の特別会員であるから、弁護士と、外国法事務弁理士との共同事業は、MDPとは言えない。

「共同事業」には、収益を分配するような完全な共同事務所としての共同経営の形態や、事務所の経費のみを共同で負担する経費共同型の形態、単なる同一場所で仕事をするような事務所の共同使用の形態など各種の形態があるが、現在確立した定義はない。

ところで、平成11年5月6日付けの特許庁からの通達(11特総第979号)では、弁理士が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等他の専門資格者と事務所を共用し、一定の協力関係の下に顧客ニーズに応じたサービスの提供が可能であるとの結論に達した旨の説明があった。この通達では、弁理士と、公認会計士との協力関係も対象としている。但し、協力関係の態様は、事務所の共用を通じた一定の協力関係に関するものであり、収益を分配することを含めた共同事業まで認められたものではないと考えられる。

問題となると考えられるのは、もちろん、収益を分

配する共同経営型のMDPである。いずれにしても、日本において、事務所を共用するような一定の範囲内のMDPが認められたものとも考えられる。そうだとすると、GATSにおける内国民待遇(17条)の原則の下では、他の加盟国の専門職、例えば、公認会計士にも、同等に一定の範囲内でのMDPを認めることが義務となる。

確かに、ワンストップショッピングとして、顧客(クライアント)にとっては、一カ所で各種の法律サービスの提供が受けられることは非常に便利であると考えられる。しかしながら、一定の規制を伴わないMDPは、却って、顧客の利益を損なう場合があると考えられる。

ところで、公認会計士業の分野では、ビッグ・ファイブ(現在では、「ビッグ・フォー」として、非常に規模の大きい会計事務所がある。法務サービスの需要が拡大している日本は、非常に「おいしい」分野となっており、虎視眈々と参入の機会を窺っている。

ここで、ビッグ・ファイブと言われる、大規模会計事務所の規模について簡単に紹介する。

表4 ビッグ5(五大国際会計事務所)の規模(2000年)

	名 称	スタッフ数	総収入
1位	Pricewaterhouse Coppers	162,834 (弁護士数1,700)	29,165億円
2位	Arthur Andersen*	144,620 (弁護士数3,400)	24,184億円
3位	KPMG	108,000 (弁護士数1,900)	18,313億円
4位	Deloitte & Touche	92,000 (弁護士数2,450)	16,967億円
5位	Ernst & Young	78,311 (弁護士数1,850)	12,480億円

(\* 今年8月末ですでに解散している)

例えば、公認会計士業と、特に弁理士業、弁護士業とは、かなり異なる性格の業種であり、共同事業を行う場合には、そのような特性を十分考慮する必要がある。

公認会計士業では、顧客間の利益相反回避義務がない。これは、顧客の利益よりも、株主の利益保護を重要視しているためである。また、公認会計士の扱う情報は、一種の公共性のある情報である。従って、公認会計士は、守秘義務と異質な特性を有している。この

ため、公認会計士は、規模の経済性を追求することが可能であり、現実に、規模の拡大を行いながら、利益の確保を行っている。また、単独の公認会計士が、競争関係にある同一業種に属する複数の企業、例えば、複数の銀行を顧客とすることもできる。

従って、異業種間共同事業を認めるとしても、このような専門職の特性を考慮することが是非とも必要である。

更に、ビッグ・ファイブの規模の大きさを考慮すれば、共同経営を行う場合、外国法事務弁護士と弁護士との関係で説明したように、経営の主導権がビッグ・ファイブ（現在、「ビッグ・フォー」）に握られ、弁理士や弁護士等は、専門職としての独立性を担保することが困難となることが予想される。

因みに、米国法曹協会（ABA）や、国際法曹協会（IBA）は、特に公認会計士とのMDPについては、弁護士の独立性、倫理、依頼者保護等の理由から、原則禁止すべきであるとの立場であり、万一認めるとしても、弁護士の独立性、秘密保持義務及び利益相反行為回避義務を損なわないような明確な措置を講じるべきであるとの立場である。特にエンロン事件をきっかけに、会計監査以外の経営コンサルタント業での収入を増やすため、会計監査が甘くなったとして、経営コンサルタント業を兼務することの矛盾が露呈し、公認

会計士とのMDPを禁止する動きが強まっている。

## 結 び

以上、WTOの下で現在行われているサービス貿易の自由化交渉に関して、我々弁理士（業）に与える可能性のある影響について私見を述べたが、これを機会に、現在行われている自由化交渉に対して少しでも興味を持って頂ければ幸甚である。一方、このようなテーマ自体が、私にとって大き過ぎるテーマでもあり、理解不足の部分があると思われる。誤解等ご指摘頂ければ幸いである。

### （注）

原資格国は、外国法事務弁護士となる資格の承認の基礎となった資格取得国又は州。承認を受けた時点から原資格国と称される。

特定外国は、外国法事務弁護士が法務大臣によって法律事務を取り扱える原資格国以外の特定の外国。指定法に基づく外国と、第三国法による外国がある。

指定国法 = 原資格国以外に、資格を有する国又は州について、法務大臣の承認を得る。他の国又は州については、資格を有しなくても、知識を有するものと認められればよい（実務経験は不要）。

第三国法 = 原資格国法及び指定国法以外の外国法。但し、その国の有資格者等の書面による助言が必要。

（原稿受領 2002.5.27）